

基礎経済科学研究所東京支部研究会

2022年10月2日（日）

高田勢介さん:所友 報告

「過重労働の過去と現在を考える
～工場法から過労死等防止対策推進法～」

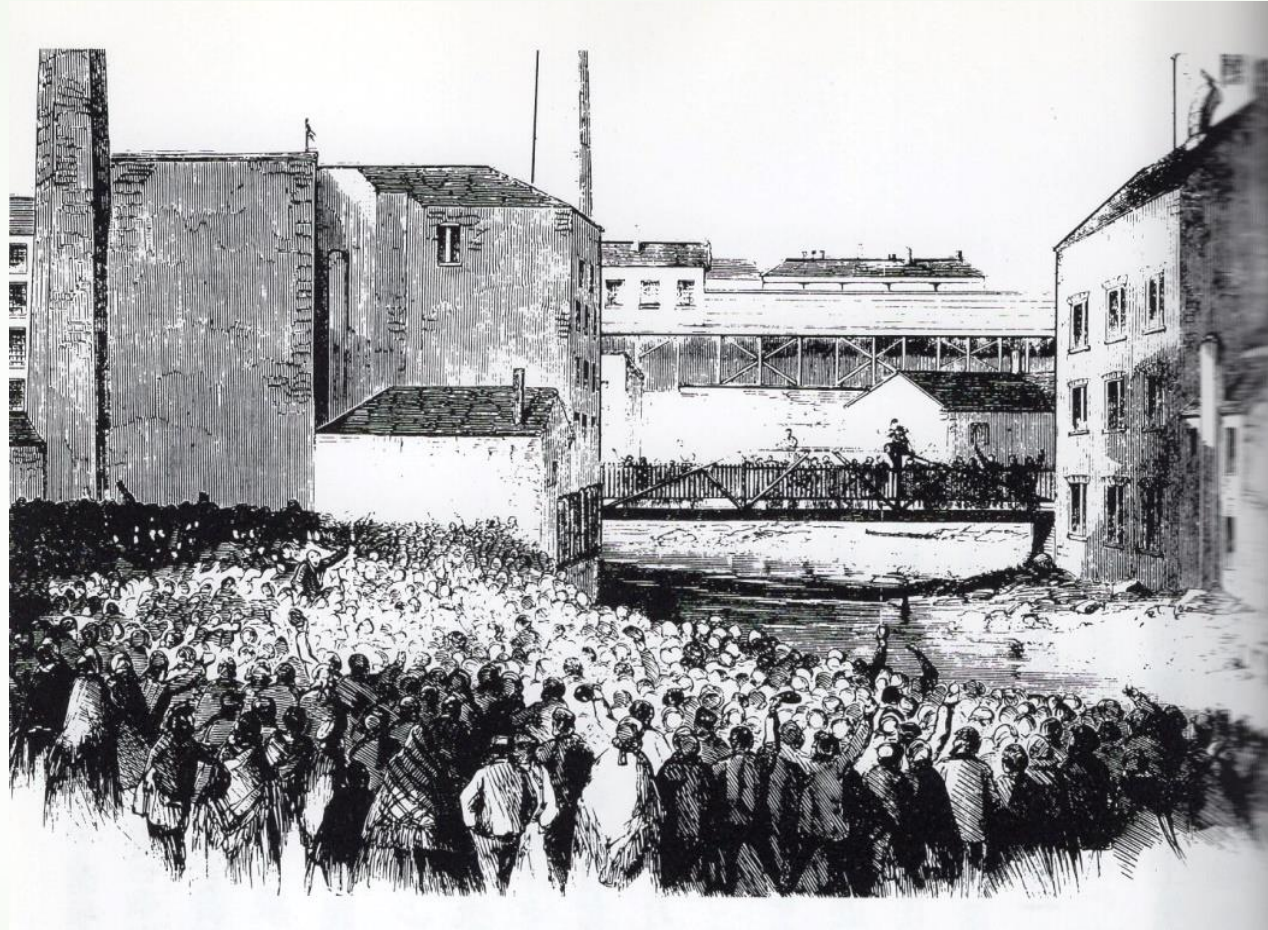
へのコメント

高田好章 所員

◇報告の論点へのコメント 1／6

- 報告全体について:
工場法から見る過重労働対策・過労死防止への時代の流れ
- 問題点: 戦前の工場法の限界はどこにあったのか
- 論点: 工場法制定への現状調査と報告の制度とその重要性
 - イギリス: 「工場監督官報告」 ・ 日本: 「職工事情」
- 論点: イギリス・ 1916年工場法:
 - 子供・女性のみへの時間制限・12時間と深夜労働禁止
 - 何故、子供・女性から労働時間制限が始まるのか？
イギリスでも「男は外で沢山働け」か？

工場法成立の歴史 それは労働運動の成果



綿繊維労働者労働者のストライキ 1861年

玉川寛治『資本論と産業革命の時代』より

※出典：高田好章・立命館大学経済学部講義資料[2019年]より

◇報告の論点へのコメント 2/6

- ・問題点：戦後の労働法制の限界：何が限界を生んだのか
- ・論点：ILO条約：日本の対応：戦前の限界・ILO加盟したが戦後の現在：労働時間関係の条約では批准なし

ILO条約：1号条約（1日8時間・週48時間制）、47号（週40時間制）、132号（年次有給休暇）、140号（有給教育休暇）など18本ある労働時間・休暇関係の条約を、**今も1本も批准せず**

- ・参考資料：

日本が未批准のILO条約にはどんなものが？ 2001年3月24日「しんぶん赤旗」

https://www.jcp.or.jp/faq_box/002/20_0324_faq_ilo_.html

ILO一号条約 日本が批准していないのは？ 2003年4月23日(水)「しんぶん赤旗」

<https://www.jcp.or.jp/akahata/aik2/2003-04-23/2003-0423faq.html>

ILO 国際労働機関

ホームページから 条約一覧:190の条約



★番号 - 日本が批准した条約

[番号] - 廃止または撤回された条約

The screenshot shows the ILO conventions list page. A red arrow points from the '条約一覧 (番号順、議定書を含む)' link in the navigation menu to the list of conventions. Another red arrow points from the '条約一覧 (番号順、議定書を含む)' link to the list of conventions. The list of conventions is displayed in a table format, with columns for the convention number, title, and status. The table is sorted by convention number.

ILO条約 2022-09-28現在

条約総数 :190

廃止・撤回条約: 35

現在条約数 :155

日本批准済 : 42

日本の批准率 :27%

約4分の1

※白色の部分が日本未批准



ILO駐日事務所>

[ILO について](#) > [+]

[ILO と日本](#) > [+]

[国際労働基準](#) > [-]

[条約一覧](#)

[勧告一覧](#) >

[監視機構](#) >

[ILOの活動分野](#) > [+]

[ビジネスのためのヘルプ](#) [+]
[デスク](#) >

[仕事の未来](#) >

[会議・セミナー等](#) >

[お知らせ](#) >

[インフォメーション](#) > [+]

[よくある質問](#) >

ILO駐日事務所> 国際労働基準> 条約一覧

条約一覧（番号順、議定書を含む）

• [番号順一覧](#) >

• [主題別一覧](#) >

★番号 - 日本が批准した条約

[番号] - 廃止または撤回された条約

略称、採択年

1 - 労働時間（工業）、1919年 >

★2 - 失業、1919年 >

3 - 母性保護、1919年 >

[4] - 夜業（婦人）、1919年 >

★5 - 最低年齢（工業）、1919年 >

6 - 年少者夜業（工業）、1919年 >

参照

[ILO条約](#) >

[議定書](#) >

◇労働時間・休暇に関する条約

- 1:労働時間(工業)、1919年
- 6:年少者夜業(工業)、1919年
- 14:週休(工業)、1921年
- 20:夜業(パン焼工場)、1925年
- 30:労働時間(商業及事務所)、
1930年
- 47:40時間制、1935年
- 49:労働時間短縮(硝子ビン工場)、
1935年
- 52:有給休暇、1936年
- 63:賃金労働時間統計、1938年

※ 18の条約すべて日本は未批准

- 79:年少者夜業(非工業的業務)、1946年
- 89:夜業(婦人)(改正)、1948年
- 90:年少者夜業(工業)(改正)、1948年
- 101:有給休暇(農業)、1952年
- 106:週休(商業及び事務所)、1957年
- 132:有給休暇(改正)、1970年
- 140:有給教育休暇、1974年
- 153:労働時間及び休息期間(路面運送)、
1979年
- 171:夜業、1990年

◇報告の論点へのコメント 3/6

- **論点：**労働安全衛生法の制定：1972年！
法律にすることの遅さ、「規則」で対応：労働災害への軽視
- **論点：**それは製品の安全性でも同じ：
水俣病 イタイイタイ病 ヒ素粉乳中毒、
米ぬか油中毒：カネミ油症事件1968・PCB 等々
※日本の国民・労働者への「健康権」への政策欠如
憲法25条：健康的で文化的な生活…… への欠如
- **論点：**対策をとれば、労働災害は激減する：
報告の中の死傷者数の表

◇報告の論点へのコメント 4/6

- 問題点：過労死・過労自殺問題
- 論点：電通事件最高裁判決：安全配慮義務：事業者の責務
やっと2000年になって：
発症・自殺：1991年 遺族には長い道のり
- 電通事件最高裁判決から過労死防止運動へ
- 論点：安全配慮義務：労災計画のみ
法制化はできなかったのか。
- 論点：過労死防止法制定：[2014年]
しかし、又々、第2の電通事件が・・・[2015年] 今も！！

◇報告の論点へのコメント 5/6

- 問題点：過労死防止運動・法制化への進展
- 論点：名前を付けることが社会運動への前提
 - 「過労死」の用語の初出：
細川汀(みぎわ)さん：「過労死」の語の名付け親の一人。
細川汀・上畑鉄之丞・田尻俊一郎 編著
『過労死 脳・心臓系疾病の業務上認定と予防』労働経済社 1982
- 論点：「社会運動」が重要な役割を担う
国民の大部分が労働者(働く人々)、働く人々の社会運動
過労死防止法制定運動が成功した要因をくみ上げること
- 論点：何故、労働運動から、命の問題を第一に取り上げないか



2012年1月21日
過労死防止法 街頭署名
森岡孝二さんの訴え

2014年6月20日
過労死防止法
成立・記者会見



※出典:『森岡孝二先生追悼記念誌』より

2014-05-23 衆議院厚生労働委員会にて
過労死等防止対策推進法案起草の件



2012-06-06 小宮山洋子厚生大臣へ



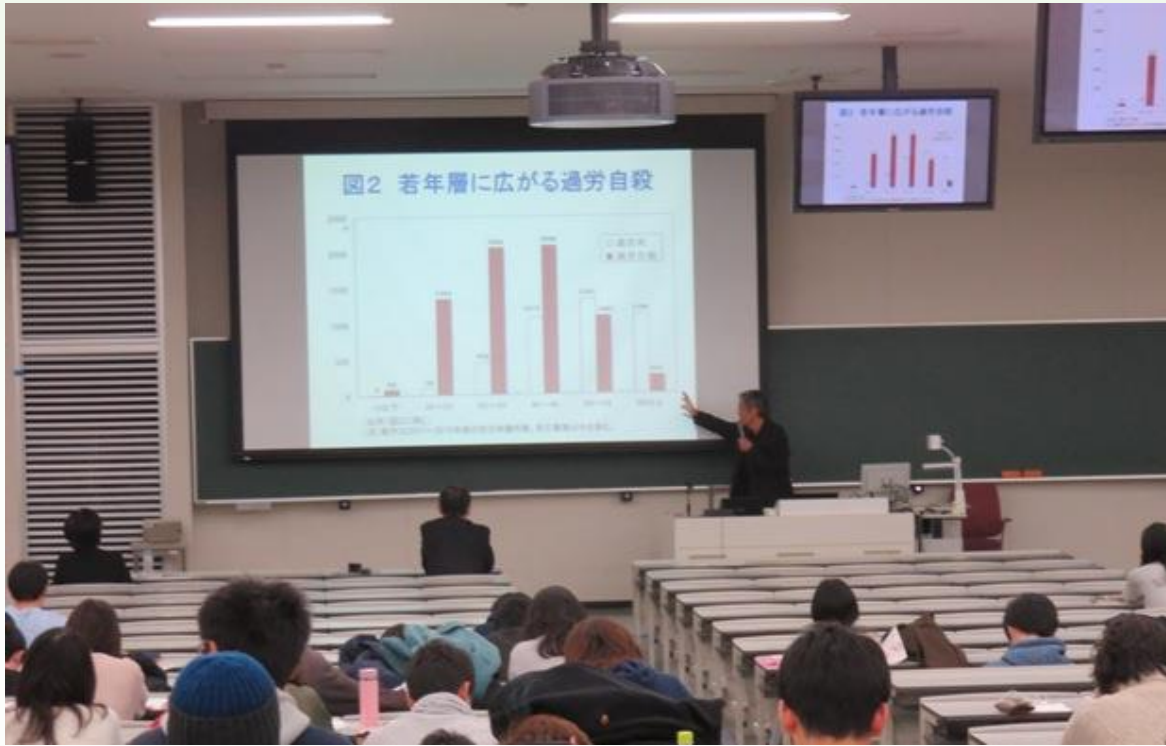
2014-06-20
・法案成立・報告集会
・乾杯



※働き方ASU-NET:動画チャンネル(制作中)掲載写真より

◇報告の論点へのコメント 5/6

- 問題点：過労死法制定後、様々な過労死防止の施策
- 論点：過労死防止が国の責務：
厚労省の審議会：「過労死等防止対策推進協議会」
- 論点：「過労死防止大綱」の制定
 - 改訂3年毎に、経営者・研究者・当事者（遺家族）の協議
研究者・過労死防止学会代表幹事：家族のタッグ
- 論点：過労死防止シンポジウム：
毎年11月に全国の労働局主催で開催、統一性の問題
- 論点：啓発授業の開催：高校・大学等、厚労省の管轄・統一性無



2016年12月9日
立命館大学にて
講師：森岡孝二さん
西垣迪世さん

啓発授業

2019年6月27日
立命館大学にて
講師：弁護士 清水亮宏さん
遺家族

※出典：高田好章ホームページより



◇報告の論点へのコメント 6／6

- ・問題提起：これまでの経験から様々な事柄
- ・提起：36協定に対する企業任せの行政、企業は善人ではない
- ・提起：労働運動の重要性：
労働時間に対する運動・政策推進の欠如
- ・提起：「産業医」の問題点：企業よりか、労働者の味方か
＊過労死防止学会第8回大会で議論によせて
- ・提起：入社時の思いで：8時間労働ではないの？
帰らない社員たち

◇付録1／4：『資本論』から学ぶこと 1／2

□第1巻第8章 「労働日」 → 一日の労働時間

- 独語: **Der Arbeitstag** : 1)仕事日・就業日 2)一日の労働(就業)時間
- 英語: **working day** → **workday** : 1)一日の勤務時間(数) 2)平日、仕事日
- 搾取の制限のない当時のイギリスの現実と、対する闘争
 - 昼間労働と夜間労働・交替制
 - 労働日 **延長**のための強制法
 - 標準労働日獲得のための闘争: 14世紀中葉から17世紀末まで
1833年ー1864年のイギリスの工場立法
 - イギリスの工場立法が他国に及ぼした反作用

◇付録1／4：『資本論』から学ぶこと 2／2

□ 第1巻第13章 「機械設備と大工業」

- ・工業化・機械化で人間の労働がどのように変化・必然的産物
- ・第3節：労働者のおよぼす機械経営の直接的影響
 - ・資本による補助的労働力の取得。婦人労働および児童労働
 - ・労働日の延長
 - ・労働強化
- ・第5節：労働者と機械との闘争
 - ・労働者と労働手段の闘い・ラダイト運動から
- ・第9節：工場立法・イギリスにおけるその一般化
 - ・工場立法・計画的反作用・大工業の必然的産物

◇付録2／4： テレビから漏れだす日本の現実 1／3



- ・「24時間働けますか」 リゲインCM 1989年
<http://matome.naver.jp/odai/2140445132829863301>

◇付録2／4： テレビから漏れだす日本の現実 2／3

- ・ 子供にもリポビタン：「リポビタン」r」
疲れてもがんばれ！ 小中学生：8～14才



ツイッターで
話題に
なった

◇付録2／3： テレビから漏れだす日本の現実 3／3

これ↓ おかしくないですか？

火曜ドラマ『わたし、定時で帰ります。』2019年4月スタート



※出典：高田好章・立命館大学経済学部講義資料[2019年]より

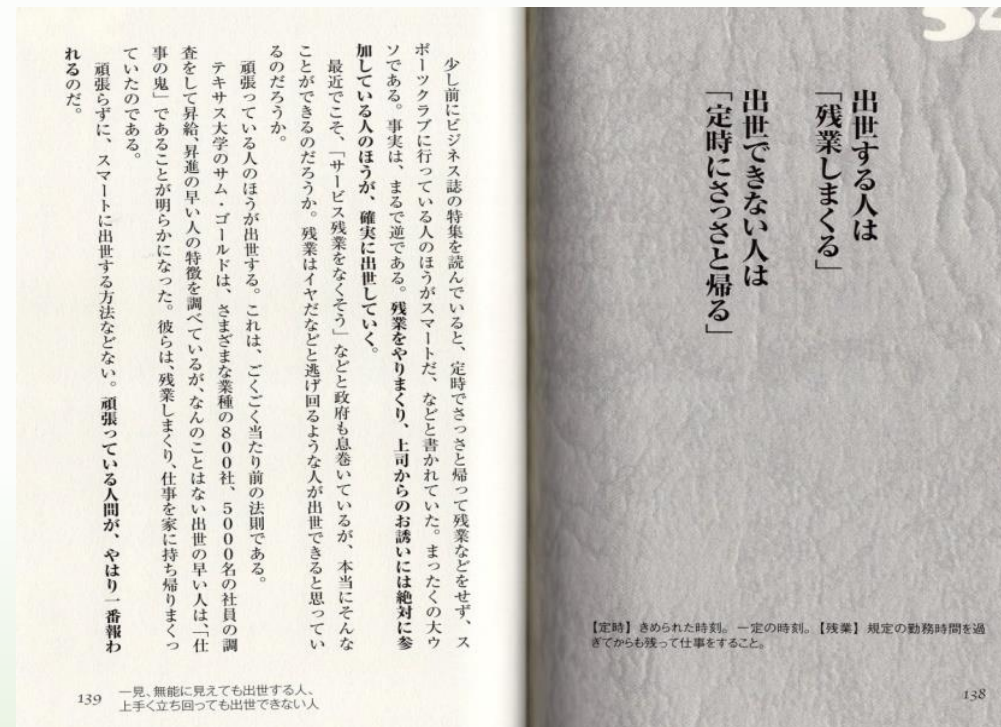
◇付録3／4 : 街の本屋の平棚に並ぶ本からみる日本の現実

『出世する人、出世できない人：70の法則』

本の表紙→



54番目：
出世する人は「残業しまくる」
出世できない人は「定時にさっさと帰る」



※出典：高田好章・立命館大学経済学部講義資料[2019年]より

◇付録4／4 : 又々、電通の登場ですが・・・

・電通事件と「電通鬼十則」

五、一度取り組んだら「放すな」 目的完遂までは殺されても放すな

4代目社長吉田秀雄(1951年)による
電通社員、通称「電通マン」の行動規範

鬼 十 訓

- 一、仕事は自分から「創る」べきで与えられるべきではない
- 二、仕事とは先手先手と、能動的に「働きかけ」ていくことで、受け身でやるものではない
- 三、「大きな仕事」と取り組め、小さな仕事は己を小さくする
- 四、「難しい仕事」を狙え、そしてこれを成し遂げるところに進歩がある
- 五、一度取り組んだら「放すな」目的完遂までは殺されても放すな
- 六、周囲を「引きずり回せ」引きずるのと、引きずられるのとでは、永い間に天地のひらきが生ずる
- 七、常に「計画」をして、長期に亘る計画をもっておれば、忍耐と工夫と、そして正しい努力と希望が生まれる
- 八、何事にも「自信」をもて。自信がないから君の仕事には迫力も粘りも、そして厚みすらもない
- 九、頭は常に「フル回転」八方に気を配って、一分のスキもあってはならない。サービスとは、そのようなものである
- 十、「摩擦を怖れるな」、摩擦は進歩の母、積極の肥料だ、でないと君は卑屈未練的な人間となる

裏十則:5) 取り組んだらすぐ放せ。馬鹿にされても放せ、火傷をする前に・・・

以上です、ありがとうございます。

私のこれまでの勉強・研究成果などをサイトに掲載しています。
お時間があれば、以下のサイトもご覧ください

＊高田好章のページ

<http://ysweb.g.dgdg.jp/ytakada/>

- ・研究の窓口のページ
- ・大学講義録のページ
- ・基礎経済科学研究所大阪第3学科のページ

高田好章 所員

基礎経済科学研究所東京支部研究会

2022年10月2日(日)

高田勢介さん:所友

「過重労働の過去と現在を考える

～工場法から過労死等防止対策推進法へ」

へのコメント